

新座市産後ケア事業のご案内

お母さんと赤ちゃんが安心して子育てできるように、育児や授乳の相談及び指導などを受けることができる事業です。

令和8年10月1日より、本市の産後ケア事業を拡充し、アウトリーチ（訪問）型に加えてショートステイ（短期入所）型およびデイサービス（通所）型のサービスをご利用いただけるようになりました。

対象者

以下の条件を全て満たしている方

- 利用日に新座市に住民登録を有し、居住している方
- 産後1年未満の母子
- 産後ケアを必要とする方
- 緊急対応や医療行為を伴わず、感染症の疑いがない方



利用方法

	ショートステイ型 (短期入所型)	デイサービス型 (通所型)	アウトリーチ型 (訪問型)
内容	医療機関に宿泊 ・産婦の心身の健康管理 ・適切な授乳を実施するためのケア（乳房ケア含む） ・その他必要とする保健指導	医療機関に通所し、日中滞在 ・新生児又は乳児の発育・発達等のチェック ・子育てに関する相談及び指導	助産師がご自宅へ訪問
市負担額 (1日)	22,000円	15,000円	10,000円
利用者負担額 (1日)	各委託医療機関が設定した料金－市負担額＋食事代 ※減免措置を受けたい場合は世帯全員の市町村民税非課税証明書または生活保護受給者証の写しの添付が必要です。詳細は市ホームページをご確認ください。 ※多胎児の二人目以降の追加料金には補助があります。 ※個室利用料等特別なサービスは、別途費用がかかることがあります。		なし (利用料減免制度の活用により)
日数	ショートステイ型・デイサービス型合わせて7日まで ※ショートステイ型は1泊2日で2日、2泊3日で3日とカウントします。利用最終日が利用可能日数内に収まらない場合は、本市の産後ケア事業としてはご利用いただけません。		3日まで
時間	利用開始日の午前10時から 利用最終日の午前10時まで	午前10時から 午後4時まで	1日当たり90分以内 月曜日～金曜日の9時～17時 (祝日及び12/29～1/3を除く)

利用申請

利用申請（電子申請）は、こちらの二次元コードからアクセスしてください。
申請期間：妊娠8か月（28週0日）から産後9か月頃まで



電子申請はこちら



産後ケア事業の申請から利用までの流れ



市ホームページ

1 利用申請（電子申請）

産後ケア事業を希望される方は、妊娠8か月（28週0日）から産後9か月頃までに、電子申請をお願いします。

※ 減免措置を受けたい場合は世帯全員の市町村民税非課税証明書または生活保護受給者証の写しの添付が必要です。詳細は市ホームページをご確認ください。

2 利用決定

電子申請の内容を審査の上、申請受理日から1か月後頃に、ご自宅へ「利用決定通知書」、「利用日数管理表」を郵送します。開庁時間外に申請された場合は、翌開庁日が申請受理日になります。

※ 「利用決定通知書」と「利用日数管理表」は利用時に提示が必要になります。必ず母子健康手帳の産後ケアの記録のページに貼って保管しておいてください。

3 ご希望の委託医療機関等へ連絡（利用日程の調整）

利用決定通知書等がご自宅に届きましたら、利用者から直接、ご希望の委託医療機関等（裏面参照）へ連絡し、希望内容を伝え、利用日程のご相談をして下さい。

※ 連絡の際は、「新座市産後ケア事業の利用希望」であることをお伝えください。

※ 予約及び利用は決定通知書が届いた以降かつ出産後からになります。

※ 同一日に市赤ちゃん訪問事業及び市産後ケア事業（他種類）の重複利用は行えません。

4 事業の利用

利用開始時に「利用決定通知書」と「利用日数管理表」の提示が必要です。提示がない場合や実施当日に新座市に住民登録がない等、利用要件を満たさない場合、**本事業は利用できず、委託医療機関等が定める料金が発生します。**

※予約後にやむを得ずキャンセル等の変更が生じた場合は、委託医療機関等によってキャンセル料が発生しますので各医療機関等にご確認ください（本市はキャンセル料の負担はしません。）。

5 アンケート回答（利用者）

産後ケア事業実施後に、電子申請にてアンケートのご協力をお願いします。



5 報告（委託医療機関等）

委託医療機関等から新座市へ産後ケア事業の実施結果について報告します。